

生駒市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル新旧対照表

改定箇所 (第2版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P5 (1)「密閉」の回避 (換気の徹底)	<p>・20分～25分に1回以上の換気を行う。 ・数分間程度、2方向の窓を同時に開けて行う。</p> <p>①窓のない部屋 ・常時入り口を開けておいたり、換気扇を使用したりして換気に努める。また、使用時は人の密度が高くないように配慮する。</p> <p>②体育館のような広く天井の高い部屋 ・換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋でも換気に努める。</p> <p>③エアコンを使用している部屋 ・エアコン使用時においても換気は必要なので換気に努める。</p>	<p>換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(20分～25分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)2方向の窓を同時に開けて行う。</p> <p>①常時換気の方法 ・気候上可能な限り、常時換気に努める。 ・廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。 ・窓を開ける幅は10cmから20cmを目安とするとともに、上の小窓や廊下側の欄間を全開にする等の工夫も考えられる。 ・廊下の窓を開ける。</p> <p>②常時換気が困難な場合 ・常時換気が難しい場合は、こまめに(20分～25分に1回以上)数分間程度、窓を全開にする。</p> <p>③窓のない部屋 ・常時入り口を開ける、換気扇を使用するなど十分に換気に努める。また、使用時は人の密度が高くないように配慮する。</p> <p>④体育館のような広く天井の高い部屋 ・換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋でも換気に努める。</p> <p>⑤エアコンを使用している部屋 ・エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。</p> <p>⑥換気設備の活用と留意点 ・換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。 ・換気設備だけでは換気能力が足りず、自然換気と併用が必要な場合</p>	文部科学省通知を反映

改定箇所 (第2版の頁)	現行	改定後	改定理由等
		<p><u>が多いことに留意が必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃が必要である。 <p><u>⑦冬季における換気の留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季は冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、<u>空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。</u> ・気候上可能な限り、常時換気に努める（難しい場合には20分～25分に1回以上窓を全開にする）。 ・換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、<u>室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応することが必要である。</u> ・<u>室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効である。</u> 	
P7 (3)「密接」の場面の対応（マスクの着用）の5・6個目の・	・体育の授業におけるマスクの着用は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>体育の授業におけるマスクの着用は不要である。ただし、十分な身体的距離が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用する。</u> ・<u>フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意が必要である。マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドを活用する場合は身体的距離をとることが必要である。</u> 	文部科学省通知を反映

改定箇所 (第2版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P8 (2)教科等の実施について1個目の・	記載なし	<p>・上記の「<u>感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動</u>」については、<u>換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、下記の留意事項も可能な範囲で参照する。</u></p>	感染のリスクが高い活動についてどうすべきかを記載すべきとの指摘を反映
P8 (2)教科等の実施について下から2個目の・	記載なし	<p>・音楽の授業において合唱を行う場合は、「<u>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）</u>」（令和2年12月8日付文部科学省初等中等教育局長文化庁次長通知2文科初第1327号）を踏まえた取扱いとすること。</p>	文部科学省通知を反映
P9 (1)部活動の実施について13個目の・	記載なし	<p>・部活動で合唱を行う場合は、<u>音楽の授業における取扱いに準じること。</u></p>	文部科学省通知を反映

改定箇所 (第2版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P10 (1)部活動の実施について下から3個目の・	・運動部活動の実施に当たっては、 <u>体育の授業における留意事項</u> を踏まえること。	・運動部活動の実施に当たっては、 <u>各競技団体が作成するガイドライン</u> を踏まえること。	文部科学省通知を反映
P11、P12、P13、P15、P18、P19、P20、P21	検体検査（PCR検査）	検体検査（PCR検査・ <u>抗原検査</u> ）	これまでの知見を踏まえて修正
P12 (3)幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜ症状が見られる場合 ①②	①略 ※症状が続けば、 <u>帰国者・接触者相談センター</u> へ要相談 ② 症状が続き、 <u>帰国者・接触者相談センター</u> へ相談した場合	①略 ※症状が続けば、 <u>新型コロナ・発熱患者受診相談窓口</u> へ要相談 ② 症状が続き、 <u>新型コロナ・発熱患者受診相談窓口</u> へ相談した場合	名称変更を反映
P13 ② 学校教育活動等における感染対策 1行目	医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、 <u>当分の間</u> 、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、（以下、略）	医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、 <u>自身の発熱等のかぜ症状の確認</u> を徹底し、（以下、略）	これまでの知見を踏まえて修正

改定箇所 (第2版の頁)	現行	改定後	改定理由等				
P14 2. 学校園・学年・学級臨時休業の考え方について	<p>教育委員会は、学校園が奈良県郡山保健所等や学校園医と相談した結果を踏まえ、<u>次により臨時休業を決定する。</u></p> <p>(1) <u>幼児児童生徒及び教職員に感染が判明した場合の臨時休業措置</u></p> <p>① <u>学校園の消毒や、濃厚接触者の特定等のための臨時休業</u></p> <table border="1" data-bbox="349 437 1120 743"> <tr> <td data-bbox="349 437 853 743">教育委員会は、「1出席停止等の取扱い」の(1)①の「感染」が判明した場合、<u>消毒及び濃厚接触者の特定等のため、一旦学校園の臨時休業を行う。</u>教職員の感染が判明した場合も同様とする。</td> <td data-bbox="853 437 1120 743">休業措置の内容については、奈良県郡山保健所等と相談のうえ、期間等を設定する(1～2日が目安)※</td> </tr> </table> <p>② <u>消毒及び濃厚接触者の特定後の措置</u></p>	教育委員会は、「1出席停止等の取扱い」の(1)①の「感染」が判明した場合、 <u>消毒及び濃厚接触者の特定等のため、一旦学校園の臨時休業を行う。</u> 教職員の感染が判明した場合も同様とする。	休業措置の内容については、奈良県郡山保健所等と相談のうえ、期間等を設定する(1～2日が目安)※	<p>教育委員会は、学校園が奈良県郡山保健所等や学校園医と相談した結果を踏まえ、<u>学校の全部または一部の臨時休業の要否等について次により判断する。</u></p> <p>(1) <u>幼児児童生徒及び教職員に感染が判明した場合</u></p> <p>① <u>濃厚接触者の特定等のための臨時休業の要否</u></p> <table border="1" data-bbox="1240 437 2011 871"> <tr> <td data-bbox="1240 437 1744 871">教育委員会は、「1出席停止等の取扱い」の(1)①の「感染」が判明した場合、<u>奈良県郡山保健所等と協議し濃厚接触者の特定等を行う。この際、臨時休業を直ちに行うのではなく、教育委員会が奈良県郡山保健所等と相談の上、臨時休業の要否を判断する。</u>教職員の感染が判明した場合も同様とする。</td> <td data-bbox="1744 437 2011 871"><u>休業措置をとった場合の内容</u>については、奈良県郡山保健所等と相談のうえ、期間等を設定する(1～2日が目安)※</td> </tr> </table> <p>② <u>濃厚接触者の特定後の措置</u></p>	教育委員会は、「1出席停止等の取扱い」の(1)①の「感染」が判明した場合、 <u>奈良県郡山保健所等と協議し濃厚接触者の特定等を行う。この際、臨時休業を直ちに行うのではなく、教育委員会が奈良県郡山保健所等と相談の上、臨時休業の要否を判断する。</u> 教職員の感染が判明した場合も同様とする。	<u>休業措置をとった場合の内容</u> については、奈良県郡山保健所等と相談のうえ、期間等を設定する(1～2日が目安)※	文部科学省通知を反映
教育委員会は、「1出席停止等の取扱い」の(1)①の「感染」が判明した場合、 <u>消毒及び濃厚接触者の特定等のため、一旦学校園の臨時休業を行う。</u> 教職員の感染が判明した場合も同様とする。	休業措置の内容については、奈良県郡山保健所等と相談のうえ、期間等を設定する(1～2日が目安)※						
教育委員会は、「1出席停止等の取扱い」の(1)①の「感染」が判明した場合、 <u>奈良県郡山保健所等と協議し濃厚接触者の特定等を行う。この際、臨時休業を直ちに行うのではなく、教育委員会が奈良県郡山保健所等と相談の上、臨時休業の要否を判断する。</u> 教職員の感染が判明した場合も同様とする。	<u>休業措置をとった場合の内容</u> については、奈良県郡山保健所等と相談のうえ、期間等を設定する(1～2日が目安)※						
P15 (1) 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応	本市においては、 <u>幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明し、学校園を臨時休業とする場合、(以下、略)</u>	本市においては、 <u>幼児児童生徒及び教職員に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、(以下、略)</u>	文部科学省通知を反映したことによる				
P16 ④ 感染拡大防止に向けた情報収集等3個目の・	・想定される照会事項は、 <u>過去2週間の学校園内での感染者の座席位置・活動・行動歴、他の幼児児童生徒や教職員との接触の状況等となるので、(以下、略)</u>	・想定される照会事項は、 <u>過去3日間の学校園内での感染者の座席位置・活動・行動歴、他の幼児児童生徒や教職員との接触の状況等となるので、(以下、略)</u>	これまでの知見を踏まえて修正				

改定箇所 (第2版の頁)	現行	改定後	改定理由等
P17 (2) 臨時休業に係る広報周知①1・3・4 個目の・ ②1 個目の・	<p>① 学校園から保護者等への周知・依頼 ・教育委員会が臨時休業を決定した場合、(以下、略)</p> <p>・また、臨時休業を公表することにより、(以下、略)</p> <p>・臨時休業の通知に併せて、(以下、略)</p> <p>② 教育委員会から報道発表・広報周知 ・本市においては、<u>幼児児童生徒及び教職員に、新型コロナウイルスへの感染が判明し、学校園を臨時休業とする場合、</u>(以下、略)</p>	<p>① 学校園から保護者等への周知・依頼 ・<u>教育委員会が臨時休業を決定した場合や感染者が判明した場合、</u>(以下、略)</p> <p>・また、<u>臨時休業や感染者が判明したことを公表することにより、</u>(以下、略)</p> <p>・<u>臨時休業や感染者が判明したことの通知に併せて、</u></p> <p>② 教育委員会から報道発表・広報周知 ・本市においては、<u>幼児児童生徒及び教職員に、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、</u>(以下、略)</p>	文部科学省通知を反映したことによる
P22 (別紙1)	—	抗原検査の記載等を反映した最新の様式に変更	これまでの知見を踏まえて修正